2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14~ 15	営業部から顧客宅へ向かうと途中、原付で交差点手前信号が青になったので進もうとした所、相手(車)が曲がってはいけない所を曲がろうと急に出てきたので回避できず、ぶつかってしまった。	51	300 ~ 499
1	10~ 11	本船に乗船し、ラッシング資材の準備の為、エスケープハッチを下りた。 ツイン デッキのエスケープハッチ付近まで行き資材の確認作業中に転落防止の支柱を握り 損ねバランスを崩し、船底に転落して負傷した。	49	10 ~ 29
1	13~ 14	当営業所野積作業場にて、フラットラックコンテナに積載された貨物の状態を確認するため、1人で貨物の上に乗り作業をしていた際、バランスを崩し、高さ1.9mより地面(アスファルト)に落下し、腰部を強打し動けなくなった。	47	10 ~ 29
2	14 <sup>~</sup> 15	会社構内にて、45tラフタークレーンの運転席から降りる際に、一番下のステップから足を踏み外し、右足から地面に着地した。 災害時、安全靴及び三点タッチで昇降していたが、運転席下部に収納されていたスコップの取っ手がステップより少しだけ出ていた為、これに右足を乗せた際に滑って踏み外し右足舟状骨を骨折した。		30 ~ 49
2	0~1	コンテナアンラッシング作業に従事していた。 左舷側の作業が終了し、次の右舷側の段取り作業のため、コンテナ固定器具(鉄製)を右手に持ち、船尾側のハッチカバー上の通路を移動した際、足元が雨で滑り、咄嗟に左手でコンテナを固定しているバーを掴もうとしたが、掴み切れず、下の通路に転落した(約220cm)。 着地の瞬間右手を強打した。	29	100 ~ 299
		コンテナ船において荷段作業中、本船通路を歩行していた際に、通路の床板が抜け		50

3	16~17	て床板とともに約2メートル下に転落して負傷した。	52	~ 99
3	12~13	昼休み時間中、作業センターの外に止めてある車内で休憩しようと作業センターの出入口の階段(全2段)の2段目を下りて着地した時に左足首を捻り、左足甲を剥離骨折した。	44	100
4	9~ 10	接岸中の本船において線材の揚げ荷役を開始した直後、3段積み貨物の最上部にてスリングベルトを線材に通そうとしたところ、スリングベルトを落としてしまった。 2段目に落ちたスリングベルトを拾うため、線材を背に尻部から降りる際に足を滑らせ最下段まで滑り落ち、身体を支えようとして左手をつき手首を負傷した。	52	30 ~ 49
4	19~ 20	係留中のコンテナ船へのコンテナ積込船内作業を行っていたところ、梯子を持ち上げ、作業場所を移動しようと後ずさりしたところ、ハッチコーミングより足場を失い、船首甲板上に仰向けに転倒し、背中及び腰を強打した。	55	50 ~ 99
5		木材の船内荷役業務中、タラップにより船倉に降下したところ足を滑らせ、支柱と 階段の隙間に右足が挟まり負傷した。	42	100 ~ 299
5		被災者は、20フィートコンテナ積み作業の誘導の為、艙内に降りていた。 4本中3本目の荷役中に積荷コンテナがエントリーガイドに引っ掛かり、クレーンオペレーターが作業をやり直そうとしたところ、コンテナがホールドの付近で大きく揺れ、被災者側に大きく傾いたように見えた。 被災者は念のためコンテナが落下しても影響がない場所へ上空を注視しながら退避したところ、コンテナが積まれていない場所を失念し、そのままコンテナ1段分落下し、船底に右足かかとを強打した。	40	100 ~ 299
5	18~	コンテナターミナルにおいて、コンテナ専用大型機器(以下、トップリフター)を使用してリフト作業中、トップリフターより降車する際に運転席左側階段を使用し途中の足場まで降りた。 足場から地面まで降りる為、乗降ステップに足(右足)を下ろそうとしたところ、左足が滑り高さ1m40cm程の位置から落下した。 雨天後であったため足場が濡れていた。	37	50 ~ 99
		接岸中のフェリーの出港に向けて船首側において揚荷装置を使用し、コンテナを沿 岸から吊り上げ、デッキに積み込んでいた。 2段積みしたコンテナに作業員が乗		

7	16 <sup>~</sup> 17	り、コンテナの四方のフックを外し、振れている4本のワイヤーを両手で束ねて沿	21	30 ~
		岸に返そうとした際、1本のワイヤーフックがシャツに引っ掛かり、宙吊りで2m程横へ振られた後、デッキ上に足から転落した。 コンテナ上部に安全帯を固定する場所はなかった。		49
7	16~ 17	沿岸から船にコンテナをクレーンで積み込む作業を行っていた。 コンテナをダブルで積み込む際に、フォークリフトでコンテナをセットし、コンテナにフォークリフトの爪が刺さっていることに気づかずバックした。 爪が刺さったままバックしていたたため、コンテナ上にいる作業員のことは確認しておらず、動いているコンテナから作業員が落下した。	52	10 ~ 29
9	17~ 18	PI-R重量物倉庫で帰宅の為、駐車場へ向かう途中、近道の為高さ1.3m下の道へ脚立を使い降りようと足を掛けた所、雨で足を滑らし、手荷物を持っていた為、バランスを崩し足を掛けた高さ1.4mから転落し、体右側面を負傷したものである。	49	50 ~ 99
10	11~ 12	倉庫にて製品を時に二次検数作業する為、昇降台を使用し、出荷車輌の荷台上に乗り、製品が積み込まれるのを待機した。 製品を積込中、不意に後ずさりをした 為、地上より1,230mmの高さの荷台上から転落した。	61	100 ~ 299
10	22~	被災者はRORO船船内にてトラクターヘッドを用いた荷役作業に従事していた。 トラクターヘッドを電源シャーシに連結し、エアーホース等をつなぐため運転席からヘッド後部踊り場に手すりを掴みステップをつたって移動する際、手すりが取れて後ろ向きに落下し、腰を強打した。	54	50 ~ 99
10	15~ 16	コンテナ内にジャンボタイヤを積み付け作業中、コンテナ幅方向に立てた木材の上 (巾90mm)を渡って反対側へ行こうとした際、バランスを崩し、コンテナ内 (1,680mm下)に落下し、右腕を打撲した。	55	50 ~ 99
12	9°10	艙内より、パルプ614t(304ユニット)の揚荷作業を行っていた。 艙内には手元作業員3名が入り、2段積されたパルプを吊り具を使用し、レッカーにて岸壁へ出していた。 被災者は吊り具が艙内に入ってきた際、その一部を手に持ち、右足を前に出したところ、荷と荷の間(約40cm)に落下し、パルプの角で右脇腹を打ち負傷した。	59	100 ~ 299

12	9~10	輸出積荷貨物の固縛作業に従事していた本人は、本船のホールド内へ進入するための垂直梯子を使用して船底へ降りていた。 船底から1m程度のところで梯子から足を滑らせ、持ち手が離れたため船底へ落下し、左足首および小指に受傷した。	46	30   ~ 49
12	16~17	被災者は、第1コンテナターミナル内ストラドルキャリヤー整備工場横の屋外作業場にて、ストラドルキャリヤーE1号車のエンジン交換作業をしていた。 交換作業が終了し、車体内側のエンジンフードを移動式修理台(3段式)の2段目より右足を踏み出して閉め、修理台に戻ろうとしたが、修理台外枠に足が引っ掛かり、体勢を崩して2m下の地面に足から落下し、その際に右手を地面について右手首を負傷した。		100 ~ 299
12	23~24	接岸中のチップ船(40.269t)のNo.3ハッチでチップ荷揚作業中(ユンボ担当)、 休憩のため休憩場所へ移動する際、船に設置されている階段下付近で倒れている被 災者をホールド担当の作業員が発見した。	42	30 ~ 49

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\_pgm/SHISYO\_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\_09.html